

○千代田区特別支援教育就学奨励費支給要綱

平成27年4月1日27千子学務発第41号

改正

平成28年4月1日28千子学務発第23号

千代田区特別支援教育就学奨励費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小学校又は中学校若しくは中等教育学校前期課程（以下「小中学校」という。）に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒（以下「児童・生徒」という。）の保護者又は特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担の軽減措置として特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の支給をし、円滑な就学を支援することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 千代田区に住所を有し、学校教育法第1条に規定する区市町村立又は私立の小学校又は義務教育学校に就学する児童をいう。
- (2) 生徒 千代田区に住所を有し、学校教育法第1条に規定する区市町村立又は私立の中学校、義務教育学校又は若しくは中等教育学校前期課程に就学する生徒をいう。
- (3) 保護者 児童・生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、後見人）又は現に監護を行う者をいう。

(対象者)

第3条 就学奨励費を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 特別支援学級（固定学級）に在籍する児童・生徒の保護者
- (2) 前項に掲げる児童・生徒以外のものであって、施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者
- (3) 弱視、難聴、言語障害等の児童・生徒で、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定により、心身の障害に応じた特別の指導（以下「通級による指導」という。）を受ける児童・生徒の保護者

(収入額の算定)

第4条 収入額の算定は、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）

第2条第1項の規定により文部科学大臣が定める算定方法に基づき、別表第1の1に定めるとおりとする。

（需要額の測定）

第5条 需要額の測定は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準（昭和38年厚生省告示第158号）及び特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1項の規定により文部科学大臣が定める算定方法に基づき、別表第1の2に定めるとおりとする。

（就学奨励費の費目）

第6条 就学奨励費の費目の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 学用品・通学用品購入費
- （2） 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費
- （3） 拡大教材費（学用品・通学用品購入費加算分）
- （4） 校外活動費（宿泊を伴わないもの）
- （5） 移動教室参加費（宿泊を伴うもの）
- （6） 夏季施設等参加費（宿泊を伴うもの）
- （7） 修学旅行費（中学校のみ）
- （8） 学校給食費
- （9） 卒業アルバム費
- （10） 医療費
- （11） 通学費
- （12） 交流学习交通費
- （13） 職場実習交通費（中学校のみ）

（支弁区分及び支給内容）

第7条 第3条各号に掲げる者に対する就学奨励費の支弁区分は次の各号に掲げるとおりとし、就学奨励費で支給する金額及び内訳は、別表第2の1及び別表第2の2に定めるとおりとする。

- （1） 収入額が需要額の1.5倍未満の保護者
- （2） 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の保護者
- （3） 収入額が需要額の2.5倍以上の保護者

2 第3条第1号及び第2号に掲げる者のうち、生活保護法第13条の規定により教育扶助を受けて

いる者及び千代田区児童生徒就学援助費支給要綱により就学援助を受けている者にかかる支給内容は、第1項の規定にかかわらず、小学校にあっては、前条第11号及び12号に掲げる費目を、中学校にあっては前条第11号、第12号及び第13号に掲げる費目とする。

3 第3条第3号に規定する者については、通級による指導を受けるための通学にかかる交通費を前条第11号に掲げる費目とする。

4 前条第10号については、定期健康診断等により対象疾病の治療が必要と認められた児童・生徒が通学する学校の校長（以下「学校長」という。）が、「要保護及び準要保護児童生徒に対する医療費援助取扱要領」に基づき、学校病・要保護及び準要保護児童生徒医療券発行申請書（様式第6号）を作成し、教育委員会に提出し、教育委員会より学校病・要保護及び準要保護児童生徒医療券（様式第7号）を発行することにより行う。

（支給申請）

第8条 就学奨励費の支給を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる時期までに特別支援教育就学奨励費申請書（第1号様式）及び通学に要する交通費申請書（第2号様式）（以下「申請書等」という。）に別表第3に定める書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

（1） 4月分から就学奨励費を希望する場合 教育委員会が指定する日まで（当該時期に申請することができないやむを得ない理由があったと教育委員会が認めた場合は当該指定日以後の申請も可）

（2） （1）以外 随時

（支給決定）

第9条 教育委員会は、前条の申請を受けたときは、特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書（様式第4号。以下「需要額調書」という。）を作成する。

2 教育委員会は、申請書等及び需要額調書の内容を審査のうえ、第7条第1項に規定する支弁区分を決定し、特別支援教育就学奨励費支弁区分決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（支給時期等）

第10条 就学奨励費は別表第4の費目ごとに定める就学奨励費の額を、同表に定める支給時期に支給することにより行う。

2 就学奨励費の支給は、決定を受けた年度限りとする。

（支給方法）

第11条 就学奨励費は、第9条第2項の決定を受けた申請者（以下「被決定者」という。）の口座に振り込むことにより支給する。ただし、被決定者が負担すべき費目の学校への支払いが滞った場合は、学校長が管理する口座に直接振り込むこととする。

2 被決定者は、特別支援教育就学奨励費委任状（第2号様式）を提出することにより、就学奨励費の受領、返納に関する権限を学校長に委任することができる。この場合の就学奨励費は、学校長が管理する口座に振り込むこととする。

3 教育委員会が、前2項の規定により就学奨励費を学校長の口座に振り込んだ場合は、学校長に対しその使途について関係書類を整備し適正な執行をするよう指導することとする。

（中途申請及び被決定者の区転出時の取扱い）

第12条 第8条第1項第2号の申請があった場合の就学奨励費は、次の各号に定めるとおり取り扱う。

（1） 第6条第1号に掲げる費目については、申請日の属する月から月額を支給する。

（2） 第6条第2号に掲げる費目については、当該年度の5月1日現在、児童・生徒が在籍する場合は、受給者に支給する。

（3） 第6条第3号から第13号に掲げる費目については、申請日以降の経費を対象とする。

（4） 随時申請が転入による場合、前住所地の自治体で既に支給を受け、重複するものは支給しない。

2 就学奨励費の決定後、被決定者の児童又は生徒が千代田区外へ転出した場合の就学奨励は、次の各号に定めるとおり取り扱う。

（1） 第6条第1号及び第2号に掲げる費目については、既に支給された場合は返還を要しない。

（2） 第6条第3号から第13号に掲げる費目については、転出日までの経費を対象とする。

3 教育委員会は、前2項の取扱いを困難とするやむを得ない事情がある場合は、当該事情を勘案し、取扱いを決定する。

（就学奨励費の辞退）

第13条 年度途中において就学奨励費を辞退する被決定者は、特別支援教育就学奨励費辞退届（様式第8号）を教育委員会に提出するものとする。

2 前項の辞退届を受けた教育委員会は、特別支援教育就学奨励費決定取消通知書・変更通知書（様式第9号）（以下「決定取消通知書・変更通知書」という。）により、当該被決定者に通知するものとする。

（決定の取消、停止等）

第14条 教育委員会は、被決定者が偽りその他不正の申請をして決定を受けたとき、就学奨励費を目的外に使用したとき若しくは被決定者の事情変更により就学奨励費を必要としなくなったときは、決定を取り消し、若しくは停止し、又は決定に付した条件を変更することができる。

2 教育委員会は、前項の決定の取り消し若しくは停止又は条件変更を行った場合、決定取消通知書・変更通知書により、当該被決定者に通知するものとする。

(奨励費の返還)

第15条 教育委員会は、被決定者が就学奨励費の支給を受けた後、当該被決定者が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、支給した就学奨励費の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第13条の規定により被決定者が就学奨励費を辞退した場合
- (2) 前条の規定により就学奨励費の決定の取り消し等を行った場合
- (3) 児童若しくは生徒が長期欠席し、又は行事不参加等により就学奨励費を使用しなかった場合
- (4) 前3号のほか、教育委員会が必要と認めた場合

(就学奨励費支給確定の通知)

第16条 教育委員会は、各年度における就学奨励費の金額が確定したときは、特別支援教育就学奨励費支給金額確定通知書(第13号様式)により、各被決定者に対し当該年度の就学奨励費の支給額を通知する。

(周知方法)

第17条 就学奨励費の周知は次の各号の方法により行う。

- (1) 「広報千代田」及び「千代田区総合ホームページ」に掲載する。
- (2) 第3条各号に掲げる者に対して「特別支援教育就学奨励費のお知らせ」及び特別支援教育就学奨励費申請書(兼同意書)を配布する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日付、26千子学務発第45号「千代田区就学奨励援助費事務処理要領」を廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1の1

(第4条関係)

収入額の算定は、以下の計算式による。

$$\text{収入額} = (1) - (2) - (3)$$

収入額の積算項目	積算項目の詳細
(1) 総所得金額 [月額]	前年1月から12月までの間の同一生計世帯の世帯員全員の所得金額(総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額)に12分の1を乗じて得た額
(2) 所得控除 [月額]	所得控除された社会保険料、生命保険料及び地震保険料の合計額に12分の1を乗じて得た額
(3) 障害者加算 [月額]	同一生計世帯で2人以上の児童等が特別支援学校又は特別支援学級に就学している場合、その就学している児童等の数から1を減じた数に障害者加算[1級地-1]を乗じて得た金額。

別表第1の2

(第5条関係)

需要額の測定は、「特別支援教育就学奨励費の需要測定に用いる保護基準額等早見表」に基づき、以下の計算式による。

$$\text{需要額} = (1) + (2) + (3) + (4)$$

需要額の積算項目	積算項目の詳細	備考
(1) 生活保護基準 [月額]	(P) 第1類[1級地-1]の基準額	世帯員全員について個人別に測定
	(I) 第2類[1級地-1]の基準額	世帯単位に測定
	(U) 第2類[1級地-1]の冬季加算額	世帯単位に測定
	(I) 期末一時扶助第[1級地-1]の基準額	世帯員全員について個人別に測定
(2) 教育扶助基準 [月額]	(P) 基準額	児童・生徒全員について測定
	(I) 学校給食費	
(3) 住宅扶助基準 [月額]	(P) 住宅扶助[1級地-1]の基準額	世帯単位で測定
(4) 交通費 [月額]	特別支援学校(小・中学部)に就学している児童生徒又は特別支援学級等に就学している児童生徒が前年度中(前年4月1日から3月31日まで)に、その通学に要した交通費(付添いのための交通費は含まない)の額に12分の1を乗じて得た額	該当児童・生徒全員について測定

特別支援教育就学奨励費の需要測定に用いる保護基準額等早見表

I 生活扶助基準 [月額]

第1類 [1級地 1-1]			基準額	備考
年齢				
0	～	2 才	20,900	世帯員全員について個人別に測定
3	～	5 才	26,350	
6	～	11 才	34,070	
12	～	19 才	42,080	
20	～	40 才	40,270	
41	～	59 才	38,180	
60	～	69 才	36,100	
70	～		32,340	

II 教育扶助基準 [月額]

基準額			基準額	備考
学校区分及び学年				
小学校1	～	6 年生	2,150	就学者全員について個人別に測定
中学校1	～	3 年生	4,180	

III 住宅扶助基準 [月額]

住宅扶助			基準額	備考
区分				
1級地-1			13,000	世帯単位に測定

IV 障害者加算 [月額]

障害者加算			加算額	備考
区分				
1級地-1			26,850	世帯単位に測定

※特別支援学校等に就学する児童数から1を減じた数乗じる

第2類 [1級地 1-1]					備考
世帯人数		基準額	冬季加算額 Ⅵ区		
1 人		43,430	1,288		世帯単位に測定
2 人		48,070	1,667		
3 人		53,290	1,988		
4 人		55,160	2,254		
5 人以上増すごとに加算する額		440	83		

※[冬季加算]は[5/12]の額に換算済

期末一時扶助			備考
区分		基準額	
1級地1-1		1,182	世帯員全員について個人別に測定

※[基準額]は[1/12]の額に換算済

別表第2の1

(第7条第1項関係)

小学校

対象者		第6条に規定する費目	第7条第1項に規定する支弁区分及び各費目の詳細		
			第1号	第2号	第3号
第3条	第1号・第2号該当	(1)学用品・通学用品購入費	23,760円／ (月額1,980円×12ヶ月)	11,880円／ (月額990円×12ヶ月)	
			年間額を支給する。但し、第8条第2号に該当する場合は、申請日の属する月から当該年度の3月までを支給する。		
			学用品：ノート・筆記用具、副読本、練習帳、辞書類、実験・実習用の材料、作業衣等。 通学用品：通学用靴、雨靴、雨傘、上ばき等。		
		(2)新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	24,370円／ (一時金：分割なし)	12,185円／ (一時金：分割なし)	
			新たに入学する児童が通常必要とする新入学に当たっての学用品・通学用品(ランドセル、カバン、制服、制帽)。 期限内受付で当該年度の5月1日現在、公立又は私立の小学校に在籍する場合に支給。但し、期限後受付・期限後転入受付で、教育委員会がやむをえない事情に因ると判断した場合には支給。		
		(3)拡大教材費 (学用品・通学用品購入費加算分)	実費負担額	実費負担額の半額	
			校長が必要と認めた授業において、教科用図書として採択された拡大教科書とは別に副教材として使用する拡大教材。 ※1冊あたり5,000円を限度に保護者実費負担額。		
		(4)校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	実費相当額	実費相当額の半額	
			児童が学校外に教育の場を求めて行う学校行事の中で、宿泊を伴わないものに参加するための直接必要な交通費及び見学科等のうち、学校が認めた金額とする。		
		(5)移動教室参加費 (宿泊を伴うもの)	実費相当額	実費相当額の半額	
			児童が宿泊を伴う校外活動等に参加するための直接必要な交通費等のうち、学校が認めた金額とする。		
		(6)夏季施設等参加費 (宿泊を伴うもの)	実費相当額	実費相当額の半額	
			児童が宿泊を伴う校外活動等に参加するための直接必要な交通費等のうち、学校が認めた金額とする。		
	(7)修学旅行費				
(8)学校給食費	実費相当額	実費相当額の半額			
	人件費・設備修繕費等、区の負担する経費を除き、保護者から実際に徴収した費用とする。				
(9)卒業アルバム費	実費相当額	実費相当額の半額			
	アルバムの制作・購入に必要な費用のうち、学校が認めた金額とする。				
(10)医療費	医療券交付				
	学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に規定する疾病にかかり、学校において治療の指示を受けた場合に、「要保護及び準要保護児童生徒に対する医療費援助取扱要領」に従い、医療券を交付する。				
(11)通学費	実費相当額	実費相当額の半額	実費相当額の半額		
	自宅から在籍校までの最も経済的な通常の経路及び方法による往復の交通費とする。				
(12)交流学习交通費	実費相当額	実費相当額の半額	実費相当額の半額		
	在籍校から交流学习を行う小学校等までの最も経済的な通常の経路及び方法による往復の交通費とする。				
第3号該当	(11)通学費	実費相当額	実費相当額の半額	実費相当額の半額	
		在籍校から通級指導学級[言語]または拠点校[特別支援教室]までの最も経済的な通常の経路及び方法による往復の交通費とする。			

別表第2の2

(第7条第1項関係)

中学校

対象者		第6条に規定する費目	第7条第1項に規定する支弁区分及び各費目の詳細		
			第1号	第2号	第3号
第3条	第1号・第2号該当	(1)学用品・通学用品購入費	40,080円／ (月額3,340円×12ヶ月)	20,040円／ (月額1,670円×12ヶ月)	
			年間額を支給する。但し、第8条第2号に該当する場合は、申請日の属する月から当該年度の3月までを支給する。		
			学用品：ノート・筆記用具、副読本、練習帳、辞書類、実験・実習用の材料、作業衣等。 通学用品：通学用靴、雨靴、雨傘、上ばき等。		
		(2)新入学児童生徒学用品・通学用品購入	27,960円／ (一時金：分割なし)	13,980円／ (一時金：分割なし)	
			新たに入学する児童が通常必要とする新入学に当たっての学用品・通学用品(ランドセル、カバン、制服、制帽)。 期限内受付で当該年度の5月1日現在、公立又は私立の小学校に在籍する場合に支給。但し、期限後受付・期限後転入受付で、教育委員会がやむをえない事情に因ると判断した場合には支給。		
		(3)拡大教材費 (学用品・通学用品購入費加算分)	実費負担額	実費負担額の半額	
			校長が必要と認めた授業において、教科用図書として採択された拡大教科書とは別に副教材として使用する拡大教材。 ※1冊あたり5,000円を限度に保護者実費負担額。		
		(4)校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	実費相当額	実費相当額の半額	
			生徒が学校外に教育の場を求めて行う学校行事の中で、宿泊を伴わないものに参加するための直接必要な交通費及び見学科等のうち、学校が認めた金額とする。		
		(5)移動教室参加費 (宿泊を伴うもの)	実費相当額	実費相当額の半額	
			生徒が宿泊を伴う校外活動等に参加するための直接必要な交通費等のうち、学校が認めた金額とする。		
		(6)夏季施設等参加費 (宿泊を伴うもの)	実費相当額	実費相当額の半額	
			生徒が宿泊を伴う校外活動等に参加するための直接必要な交通費等のうち、学校が認めた金額とする。		
		(7)修学旅行費	実費相当額	実費相当額の半額	
			修学旅行等(中学校又は中等教育学校前期課程を通じてそれぞれ1回に限る。)に要する費用のうち、直接必要な交通費、宿泊料、見学科、記念写真代、医療費及び旅行傷害保険料等の額で学校が認めた金額とする。		
		(8)学校給食費	実費相当額	実費相当額の半額	
			人件費・設備修繕費等、区の負担する経費を除き、保護者から実際に徴収した費用とする。		
		(9)卒業アルバム費	実費相当額	実費相当額の半額	
			アルバムの制作・購入に必要な費用のうち、学校が認めた金額とする。		
		(10)医療費	医療券交付		
			学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に規定する疾病にかかり、学校において治療の指示を受けた場合に、「要保護及び準要保護児童生徒に対する医療費援助取扱要領」に従い、医療券を交付する。		
		(11)通学費	実費相当額	実費相当額の半額	実費相当額の半額
			自宅から在籍校までの最も経済的な通常の経路及び方法による往復の交通費とする。		
		(12)交流学习交通費	実費相当額	実費相当額の半額	実費相当額の半額
			在籍校から交流学习を行う中学校等までの最も経済的な通常の経路及び方法による往復の交通費とする。		
		(13)職場実習交通費	実費相当額	実費相当額の半額	実費相当額の半額
	在籍校から職場実習を行う場所までの最も経済的な通常の経路及び方法による往復の交通費とする。				
	該当第3号	(11)通学費	実費相当額	実費相当額の半額	実費相当額の半額
在籍校から通級指導学級[言語]または拠点校[特別支援教室]までの最も経済的な通常の経路及び方法による往復の交通費とする。					

別表第3

(第8条第1項関係)

第3条に規定する対象者	提出書類
(1) 特別支援学級に就学する児童生徒の保護者	1 特別支援教育就学奨励費 申請書(兼同意書) (様式第1号) 2 特別支援教育就学奨励費 通学に要する交通費申請書 (様式第2号) 3 世帯全員の収入がわかる証明書類 ※区民税・都民税証明書、納税通知書兼税額決定通知書等
(2) 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者	1 特別支援教育就学奨励費 申請書(兼同意書) (様式第1号) 2 特別支援教育就学奨励費 通学に要する交通費申請書 (様式第2号) 3 <u>世帯全員の収入がわかる証明書類</u> ※区民税・都民税証明書、納税通知書兼税額決定通知書等 4 当該障害の程度を証明する書類 ※身体障害者手帳・療育手帳の写し、関係施設への相談記録に基づく学校長所見等
(3) 通級による指導を受ける児童生徒の保護者	1 特別支援教育就学奨励費 申請書(兼同意書) (様式第1号) 2 世帯全員の収入がわかる証明書類 ※区民税・都民税証明書、納税通知書兼税額決定通知書等

(注1) 1月1日現在、千代田区に住民登録をし、引き続き千代田区に住民登録をしている者は、「2 世帯全員の収入がわかる証明書類」を省略することができる。

別表第4

(第10条第1項関係)

第6条に規定する費目		支給時期及支給額	
		第1期支給分 (当該年度の7月末までに支給)	第2期支給分 (翌年度の4月末までに支給)
(1)	学用品・通学用品 購入費	4月から翌3月までの12ヶ月分 但し、上記合計額に対して第7条第1項の支 弁区分に応じて計算した金額	
		※途中転入者については、原則、転入月から当該年度の3月までの月数分。	
(2)	新入学児童生徒学 用品・通学用品購 入費	小学校24,370円 中学校27,960円 但し、上記金額に対して第7条第1項の支弁 区分に応じて計算した金額	
(3)	拡大教材費 (学用品・通学用品購 入費加算分)		4月から翌年3月までに要した経費で学 校が認めた額に対して、第7条第1項の 支弁区分に応じて計算した金額
(4)	校外活動費 (宿泊を伴わないも の)		4月から翌年3月までに要した経費で学 校が認めた額に対して、第7条第1項の 支弁区分に応じて計算した金額
(5)	移動教室参加費 (宿泊を伴うもの)		4月から翌年3月までに要した経費で学 校が認めた額に対して、第7条第1項の 支弁区分に応じて計算した金額
(6)	夏季施設等参加費 (宿泊を伴うもの)		4月から翌年3月までに要した経費で学 校が認めた額に対して、第7条第1項の 支弁区分に応じて計算した金額
(7)	修学旅行費	当該年度の6月までに実施された修学 旅行で、修学旅行等に要する費用のう ち、直接必要な交通費、宿泊料、見学 料、記念写真代、医療費及び旅行傷害 保険料等の額で学校が認めた金額。そ の金額に対して、第7条第1項の支弁区 分に応じて計算した金額	当該年度の7月以降に実施された修学 旅行で、修学旅行等に要する費用のう ち、直接必要な交通費、宿泊料、見学 料、記念写真代、医療費及び旅行傷害 保険料等の額で学校が認めた金額。そ の金額に対して、第7条第1項の支弁区 分に応じて計算した金額
(8)	学校給食費	4月から8月までの概算額に対して、第7 条第1項の支弁区分に応じた計算した 金額	4月から翌年3月までに実際に要した経 費に対して、第7条第1項の支弁区分に 応じた計算した金額から左記概算額を 差し引いた額
(9)	卒業アルバム費		4月から翌年3月までに要した経費で学 校が認めた額に対して、第7条第1項の 支弁区分に応じて計算した金額
(11)	通学費	4月から7月までの自宅から在籍校まで の最も経済的な通常の経路及び方法に よる往復の交通費のうち、第7条第1項の 支弁区分に応じて計算した金額	9月から翌年3月までの自宅から在籍校 までの最も経済的な通常の経路及び方 法による往復の交通費に対して、第7条 第1項の支弁区分に応じて計算した金 額
			4月から翌年3月までの在籍校から通級 指導学級[言語]又は拠点校[特別支援 教室]までの最も経済的な通常の経路 及び方法による往復の交通費に対し て、第7条第1項の支弁区分に応じて計 算した金額
(12)	交流学习交通費		4月から翌年3月までの在籍校から交流 学習校までの最も経済的な通常の経路 及び方法による往復の交通費に対し て、第7条第1項の支弁区分に応じて計 算した金額
(13)	職場実習交通費		4月から翌年3月までの在籍校から職場 実習を行う場所までの最も経済的な通 常の経路及び方法による往復の交通費 に対して、第7条第1項の支弁区分に応 じて計算した金額

平成 年度 特別支援教育就学奨励費申請書 (兼同意書)

千代田区教育委員会 殿

次のとおり、特別支援教育就学奨励費を申請します。就学奨励費の支弁区分決定のため、私及び生計を一にしている世帯の住民・外国人登録情報、特別区民税・都民税に関する情報、児童扶養手当情報、生活保護受給情報等を調査し、利用することに同意します。
千代田区から私に支給される特別支援教育就学奨励費は、下記の口座に口座振替の方法をもって振込んでください。

児童・生徒	在籍学校			(申請者) (保護者)	氏名	フリガナ	印
	学級				現住所		
	氏名		学年		※1月1日の住民登録地(現住所と異なる場合のみ記載)		
			学年				

《申請理由》

該当する理由に「✓」してください。

☐ 特別支援学級に就学している

☐ 通常学級に在籍し、

学校教育法施行令第22条の3に規定する障害に該当している

[障害状況] ※該当するものがあれば、「○」をしてください。

愛の手帳[療育手帳] [1度 2度 3度 4度]

身体障害者手帳 [1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級]

精神障害者保健福祉手帳 [1級 2級 3級]

[要件確認]

☐ 1 身体障害者手帳

☐ 2 療育手帳

☐ 3 関係施設の相談記録等

<所見>

※3の場合は、裏面の所見欄に記載をお願いします。

☐ 通級に関する交通費のみ請求

家族状況 (生計を一にする者全員)	フリガナ 家族名		続柄	生年月日	勤務先・学校名	学年	同居 別居	別居の方の住所			
	1		世帯主	明 大 昭 平 年 月 日			同居・別居				
	2			明 大 昭 平 年 月 日			同居・別居				
	3			明 大 昭 平 年 月 日			同居・別居				
	4			明 大 昭 平 年 月 日			同居・別居				
	5			明 大 昭 平 年 月 日			同居・別居				
	6			明 大 昭 平 年 月 日			同居・別居				
振込口座	金融機関名	金融機関コード()		銀行・信金 信組・農協	支店コード()		本店 支店	受付日(郵送・窓口)			
	預金種別	普通・当座		口座 番号							
	口座 名義 (申請者)	フリガナ									
事務 処理欄	支弁 区分	第1号該当	世帯 No.	倍率	就学 援助	認定	☐ 奨励費申請有	支弁 区分 「前年」	第1号該当	就学 援助 「前年」	認定
		第2号該当				否認定			否認定		
		第3号該当				未申請			未申請		
		その他				その他			その他		

申請書の記入の仕方

・毎年度申請が必要です。前年度、就学奨励費を受けられていた方も新たに申請をお願いいたします。
※申請が遅れた場合は申請月からの認定となりますので、期限までに申請をお願いします。

・申請書はお子様が通学されている学校ごとに1枚が必要です。教育委員会に直接提出してください。

・申請書の太枠の中を、記入・押印してください。申請者の押印を忘れずをお願いいたします。記入・押印漏れがあると審査できませんので、記入・押印漏れの無いようご確認ください。

・審査は、世帯全員の前年分の所得を合算して行います。そのため所得が分からない場合には審査ができません。申請する方で税（所得税または住民税）の申告が済んでいない方は、所得の有無に関係なく必ず申告を済ませてください（勤務先で年末調整が済んでいる方は除く）。

また、1月2日以降に千代田区に転入された方は、前の住民登録地で発行される「住民税課税証明書」（所得金額、扶養人数が記載されているもの）を取り寄せて提出してください。なお、別世帯であって生計を一にする方で千代田区以外に住んでいる場合は、同様に「住民税課税証明書」を提出してください。

（例）母親と児童・生徒が千代田区に住み、生計を共にする父親が千代田区以外に住んでいる場合には、父親の「住民税課税証明書」の提出が必要です。

■ 申請理由欄の記入について

・該当する理由に「✓」を記入してください。
・学校教育法施行令第22条の3に規定する障害に該当する児童・生徒の保護者は、身体障害者手帳・療育手帳の写しを添付するか又は関係施設への相談記録に基づく学校長所見等を記入してもらってください。

■ 家族状況欄の記入について

・12月31日現在（途中申請の場合は申請日現在）、同居・別居にかかわらず生計を共にしている人全員を記入してください。

・対象となる学校は、千代田区立又は公立・私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)です。

※ 国立・都立学校やインターナショナルスクールなどは対象校になりません。

・千代田区以外に住んでいる方は、住所も併せて記入してください。

■ 振込口座欄の記入について

・申請者（保護者）名に記載した名義の口座を記入してください。就学奨励費は、学校長が管理する口座を除き、申請者と同じ名義の口座にしか振り込めません。

※申請者となっていない保護者名義、会社名や団体名等の方書が付いた名義の口座には振込できませんのでご注意ください。

※ゆうちょ銀行の口座への振込を希望される方は、貯金通帳の銀行使用欄に記載されている振込専用の「店名」「店番」「預金種目」「口座番号」を確認のうえ記入してください。

・学校長が管理する口座への振込を希望する場合は、学校にその旨お申し出ください。

【学校長所見欄】

【問合せ及び提出・郵送先】

千代田区教育委員会事務局 学務課学務係

電話 03-5211-4284(直通) FAX 03-3288-3420

〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 （千代田区役所4階）

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

千代田区教育委員会 殿

平成 年度 特別支援教育就学奨励費 通学に要する交通費申請書

学校名		第 学年
児童生徒名	フリガナ	
申請者名 (保護者名)	フリガナ	
住 所		

平成 年度 通学費明細

利用交通機関	利用区間	定期区分及び定期代 ! 該当月に「○」をしてください。		障害者 割引の有無
	~	1箇月 3箇月 6箇月	円	有 ・ 無
	~	1箇月 3箇月 6箇月	円	有 ・ 無
特記事項	※特記することがあればお書きください。		合計金額 (保護者負担額)	
			円	
通学開始時期 上記の通学方法は、 平成 年 月 日 より開始				

前年度(平成 年 月 日から平成 年 月 日まで) 通学費明細

利用交通機関	利用区間	定期区分及び定期代 ! 該当月に「○」をしてください。		障害者 割引の有無
	~	1箇月 3箇月 6箇月	円	有 ・ 無
	~	1箇月 3箇月 6箇月	円	有 ・ 無
特記事項	※特記することがあればお書きください。		合計金額 (保護者負担額)	
			円	

平成 年 月 日
上記のとおり申請します。 保護者名
印

特別支援教育就学奨励費 委任状

平成 年度に支給される就学奨励費を下記の口座に振り込んで下さい。

また、必要ある場合は、就学奨励費の受領・返納に関する一切の権限を、

_____ 学校長 _____ に委任します。

- 1 学校給食費を委任します。
- 2 全額委任します。

記

1 振込先金融機関 _____ 銀行
_____ 支店

2 振替口座 普通・当座
口座番号

--	--	--	--	--	--	--

フリガナ _____
氏名 _____

平成 年 月 日

住 所 千代田区 _____

児童・生徒氏名 _____

保護者名 _____

印

様

No -

平成 年度 特別支援教育就学奨励費 支弁区分決定通知書

特別支援教育就学奨励費において、支弁区分を次のとおり決定しましたので通知いたします。

- (1) 就学奨励費は、保護者のみなさまの口座(申請書に記入した振込口座)に第1期・第2期に分けて振り込みます。
但し、振込口座を学校長の管理する口座に指定いただいた場合や、学校で徴収している学納金に滞納がある場合は、
直接学校長の管理する口座に振り込みます。
- (2) 他の援助費等により支給対象とされる費目については、他の援助費等の支給金額にかかわらず支給いたしません。
例えば、生活保護受給者においては、生活保護費により支給対象とされている費目は、就学奨励費では支給いたしません。

千代田区 教育委員会事務局 子ども部 学務課学務係

〒102-8688

千代田区九段南1-2-1 千代田区役所4階

☎ 03-5211-4284(直通)

対象児童・生徒

〒

学齢簿No.	
氏名	
学校名・学年	年生
住所	
倍率	支弁区分
決定基準日	

平成 年 月 日

※住所・氏名等の記載内容に誤りがありましたらご連絡ください。
※申請内容に変更が生じた場合(住所の変更、生活保護受給資格の変更など)があった場合は、速やかにその旨ご連絡ください。変更内容により就学奨励費の変更や支給額を返納していただく場合があります。

千代田区教育委員会

支給予定額 [単位:円]

※予定額のため変更となる場合があります

[※ご指定の保護者口座に振込みます]

第1期	支給予定額計 (実費相当額)	
費目及び 予定 金額	学用品費等 [全学年]	
	新入学学用品費等 [小1・中1]	
	修学旅行費[4-6月実施] [中学3年]	
	通学費 [4月-7月分]	
	学校給食費 [8月分迄]	

第2期	支給予定額計 (実費相当額)		卒業7/1ハム [小6・中3]	
費目及び 予定 金額	学用品費等[加算分] [対象者]		校外活動費 [全学年]	
	修学旅行費[7月-3月実施] [中学3年]		移動教室費 [小5,6・中1,2]	
	通学費 [8月-3月分]		夏季施設費 [小4・中学]	
	学校給食費 [8月分以降]		交流学習交通費 [全学年]	
			職場実習交通費 [中学]	

※実費相当額は、各学校が算定した金額になります。中学校及び中等教育学校3年生の修学旅行旅行費の上限は9万円です。

※通学費は、最も経済的な通常経路及び方法で算定しています。

※給食費は、学校行事等の都合により増減する場合があります。

※新入学学用品費は、各学校1学年について、指定期日までに申請された場合のみ対象となります。

※年度の途中で転出入等の場合は、対象期間のみ支給対象となり、他の自治体からの支給により重複する部分については、他の自治体での支給金額にかかわらず支給いたしません。

振込予定日

学校病・要保護及び準要保護児童生徒医療券発行申請書

【学校記入欄】

学校名	千代田区立		学校	学年	第	学年
児童・生徒氏名						
治療指示病名	1. う歯 2. 慢性副鼻腔炎 3. アデノイド 4. 結膜炎 5. トラコーマ 6. 中耳炎 7. 寄生虫病 8. 白癬 9. 疥癬 10. 膿痂疹					
学校長調査 確認印	校長名		公印	担当者 (養護教諭)	氏名	印

◇学校担当者へ(医療券交付の注意事項)

1. 本件は一つの疾病につき、1ヶ月に1枚交付する。
2. 交付対象者は、就学援助受給者(要保護・準要保護)の児童生徒のみである。
3. 交付時には、医療券申請簿に必要事項を記入する。
4. 申請後には、速やかに千代田区教育委員会事務局学務課(以下、「区教委」という。)へ提出し、区教委は申請書に基づき医療券を発行し、発行された医療券は当該児童生徒に交付してください。

保護者の皆様へ

あなたのお子さまは、学校で行った健康診断の結果、上記の「治療指示病名」の病気にかかっていることが解りました。千代田区では、就学援助を受けている児童・生徒がこれらの病気を治療する場合、保護者に代わって診療費をお支払いする制度があります。
 ご希望される方は、【保護者記入欄】に必要事項を記入し、学校に医療券の発行を申請してください。申請後、医療券は学校を経由してお渡します。
 なお、診療時には、医療券と保険証を忘れずに医療機関に提示してください。

【保護者記入欄】

児童・生徒氏名			
健康保険の有無	有 ・ 無	保険証の記号番号	
保護者 住所・氏名	上記治療内容にかかる、医療券の発行を申請します。 また、診療費の請求及び受領を医療機関に委任します。 平成 年 月 日 (住所) 千代田区 (保護者氏名・印) _____		

区教育委員会処理欄

受付		発行		請求		執行	
----	--	----	--	----	--	----	--

学校病・要保護及び準要保護児童生徒医療券

医療券発行番号		No.			
受療者	児童・生徒氏名 (生年月日) ,	氏名 _____ 男・女 (平成 年 月 日生) 才			
	学校名	千代田区立 _____ 学校 第 学年			
保護者	住所 氏名	住所 氏名			
	健康保険の有無	有・無	保険証の記号番号		
治療病名	_____ ※この欄に記載のない病名の治療は行わないでください。				

発券者 千代田区教育委員会

公印

診療報酬請求書 (年 月分)																	
初診	平成 年 月 日	当月の診療実施日数	日														
転帰	治療・継続・中止																
請求内容	診療総額	件	日	点	円												
	控除額(社会保険負担額)	件	円														
	差引請求額	円															
一金 <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 40px;">十</td> <td style="width: 40px;">万</td> <td style="width: 40px;">千</td> <td style="width: 40px;">百</td> <td style="width: 40px;">十</td> <td style="width: 40px;">円</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 也請求いたします。 ただし、 _____ にかかる診療報酬として 千代田区長 殿 平成 年 月 日 住所 _____ 氏名 _____						十	万	千	百	十	円						
十	万	千	百	十	円												

※太枠内を記入してください。

平成 年度 特別支援教育就学奨励費 辞退届

千代田区教育委員会

特別支援教育就学奨励費の受給を辞退します。

平成 年 月 日

学校名	千代田区立 第 学年 組 小・中学校
児童 生徒名	フリガナ
住所	千代田区 電話番号 ()
申請者名 (保護者)	フリガナ
	印
辞退理由	

平成 年 月 日

様

千代田区教育委員会

平成 年度 特別支援教育就学奨励費 決定取消通知書・変更通知書

次のとおり、特別支援教育就学奨励費の決定を取消・変更します。

記

対象申請者名 (保護者)	
対象児童生徒 学年・氏名	
支弁区分	
取消・変更の理由	

千代田区教育委員会 殿

平成 年度 通級指導学級 年間確定日数 報告書【言語】

平成 年 月 日

千代田区立	学校
学校長	印

(枚のうち、 枚目)			
対象児童生徒名 [在籍校名]	学年	支弁 区分	年間確定日数
		通級	回
備考又は特記事項			
対象児童生徒名 [在籍校名]	学年	支弁 区分	年間確定日数
		通級	回
備考又は特記事項			
対象児童生徒名 [在籍校名]	学年	支弁 区分	年間確定日数
		通級	回
備考又は特記事項			
対象児童生徒名 [在籍校名]	学年	支弁 区分	年間確定日数
		通級	回
備考又は特記事項			
対象児童生徒名 [在籍校名]	学年	支弁 区分	年間確定日数
		通級	回
備考又は特記事項			

※対象児童生徒について記入してください。
※写しを学校保管してください。

千代田区教育委員会 殿

平成 年 月 日

平成 年度 通級指導学級 年間確定日数 報告書【特別支援教室】

拠点校
千代田区立

学校

学校長

印

対象児童生徒名 〔在籍校名〕	学年	支弁 区分	年間確定日数		(枚のうち、枚目)	備考又は特記事項
			拠点校での通級日数	在籍校での通級日数		
		通級	回	回		
対象児童生徒名 〔在籍校名〕	学年	支弁 区分	年間確定日数		備考又は特記事項	
		通級	回	回		
対象児童生徒名 〔在籍校名〕	学年	支弁 区分	年間確定日数		備考又は特記事項	
		通級	回	回		
対象児童生徒名 〔在籍校名〕	学年	支弁 区分	年間確定日数		備考又は特記事項	
		通級	回	回		
対象児童生徒名 〔在籍校名〕	学年	支弁 区分	年間確定日数		備考又は特記事項	
		通級	回	回		
対象児童生徒名 〔在籍校名〕	学年	支弁 区分	年間確定日数		備考又は特記事項	
		通級	回	回		

※対象児童生徒について記入してください。
※写しを学校保管してください。

平成 年 月 日

千代田区教育委員会 殿 平成 年度 特別支援教育就学奨励費 職場実習交通費申請書

千代田区立 学校
学校長 (印)

職場実習先		・職業教育訓練センター ・その他の実施場所/最寄駅 ()			
利用交通機関 / 区間 / 往復運賃			～		
			～		
			～		
支給対象児童生徒名	学年	支弁 区分	運賃割引 対象者○印	運賃割引 内訳	職場実習参加回数
					所要金額合計
					備考

※支給対象児童生徒について記入してください。

※運賃割引対象者の場合は、○印を記入してください。

※写しを学校保管してください。

様

No -

平成 年度 特別支援教育就学奨励費 支給金額確定通知書

就学奨励費の確定金額をお知らせいたします。

- (1) 就学奨励費を保護者の指定口座(申請書に記入した振込口座)に振り込みます。
なお、振込口座を学校長の管理する口座に指定いただいた場合は、直接学校長の管理する口座に振り込んでおります。
- (2) 他の援助費(生活保護費等)の支給対象とされる費目については、支給金額の有無にかかわらず対象となりません。
例えば、生活保護受給者においては、生活保護費により支給対象とされている費目は就学援助費では対象となりません。
また都立学校通学者においては、東京都就学奨励費等により支給対象とされている費目については、支弁区分により支給が無い場合にも区の就学奨励費の対象となりません。それぞれ支給対象となっていない費目のみ支給いたします。
- (3) 実費相当額の金額は、各学校が決定した金額になります。
- (4) 学校における保護者が負担すべき経費について支払が滞っている場合は、就学奨励費受給申請にしたがって、就学奨励費を学校長が管理する口座への振り込みに変更いたします。
その場合、支払が滞っている全ての経費が賄われるわけではありません。したがって支払が滞っている経費については、引き続き学校の指示に従ってください。

千代田区 教育委員会事務局 子ども部 学務課学務係

〒102-8688
千代田区九段南1-2-1 千代田区役所4階
TEL 03-5211-4284(直通)

〒

対象児童・生徒

学齢簿No.			
氏名			
学校名・学年	年生		
住所			
倍率		支弁区分	
決定基準日			

平成 年 月 日

※住所・氏名等の記載内容に誤りがありましたらご連絡ください。
※申請内容に変更が生じた場合(住所の変更、生活保護受給資格の変更など)があった場合は、速やかにその旨ご連絡ください。変更内容により就学奨励費の変更や支給額を返納していただく場合があります。

千代田区教育委員会

年間支給確定金額 [単位:円]

費目及び予定金額	学用品費等 [全学年]	
	学用品費等[加算分] [対象者]	
	新入学学用品費等 [小1・中1]	
	修学旅行費 [中学3年]	
	通学費	
	学校給食費	

[※ご指定の保護者口座に振込みます]

費目及び予定金額	卒業アルバム [小6・中3]	
	校外活動費 [全学年]	
	移動教室費 [小5.6・中1.2]	
	夏季施設費 [小4・中学]	
	交流学習交通費 [全学年]	
	職場実習交通費 [中学]	

年間支給金額
第1期支給済額
差引支給金額

※実費相当額は、各学校が算定した金額になります。中学校及び中等教育学校3年生の修学旅行旅行費の上限は9万円です。
※通学費は、最も経済的な通常経路及び方法で算定しています。
※給食費は、学校行事等の都合により増減する場合があります。
※新入学学用品費は、各学校1学年について、指定期日までに申請された場合のみ対象となります。
※年度の途中で転出入等の場合は、対象期間のみ支給対象となり、他の自治体からの支給により重複する部分については、他の自治体での支給金額にかかわらず支給いたしません。

振込予定日